

ゆうき青森農業協同組合
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

公表日 令和8年3月13日

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間：2026年4月1日 ～ 2031年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1 女性職員の管理職を3名以上育成する。

<実施時期・取組内容>

- 2026年3月～ 監督職に対し役職ごとに管理職育成研修の受講計画を策定する。
- 2026年4月～ 段階ごとに管理職育成研修を行う。(2026年～2027年)
- 2028年3月～ 個別ヒアリングにより今後の課題、解決策を見出し、必要な研修計画を策定する。
- 2028年4月～ 段階ごとに管理職育成研修を行う。(2028年～2030年)

目標2 働きやすい職場を目指し、平均勤続年数を前年以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 2026年 4月～ エンゲージメント調査結果を踏まえた施策を実施する。
 - ①組合員の意見・要望を集め、繋ぐ体制づくり
 - ②職員が毎日いきいきする環境づくり
 - ③進んで褒める文化の醸成
- 2026年 9月～ エンゲージメント調査を実施する。
- 2026年12月～ エンゲージメント調査結果を分析し改善計画を策定する。
- 2027年 4月～ 以降、改善計画の実施、改善状況の確認、改善計画の修正を行う。(2027年～2030年)

女性活躍推進法にかかる情報公開（令和7年12月時点）

1. 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

①係長級にある者に占める女性労働者の割合

令和6年度末時点	58%（男8名、女11名、合計19名）
令和5年度末時点	50%（男9名、女9名、合計18名）
令和4年度末時点	31%（男11名、女5名、合計16名）
令和3年度末時点	19%（男13名、女3名、合計16名）
令和2年度末時点	23%（男10名、女3名、合計13名）

②男女の賃金の差異

区分	割合(%)	対象期間:令和6年4月～令和7年3月
正規労働者	78.8	正規労働者:正職員
非正規労働者	84.4	非正規労働者:准職員、嘱託職員、臨時雇用者
全ての労働者	71.7	

2. 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

①男女の平均継続勤務年数の差異

令和6年度(2025年3月末)	3.7年(男14.4年 女10.7年)
令和5年度(2024年3月末)	3.2年(男14.0年 女10.7年)
令和4年度(2023年3月末)	3.4年(男14.0年 女10.6年)
令和3年度(2022年3月末)	3.1年(男12.0年 女8.9年)
令和2年度(2021年3月末)	3.0年(男12.1年 女9.1年)

3. 男性の育児休業等の取得率(2025/4/1～2026/3/31)

育児休業等をした男性労働者の数 1人(予定)

配偶者が出産した男性労働者の数 2人